
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に 関する法律について

令和 8 年 7 月



太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要

- 太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

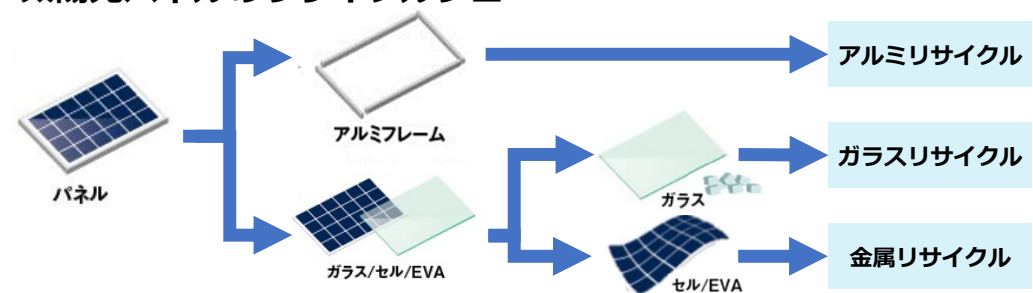
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内に政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の施行に向けて

- 令和8年5月29日成立、6月5日公布
- 公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行

■ 主な政省令・告示事項

- 対象となる太陽電池の種類等
- 基本方針
- 事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制
 - ・ 事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関する判断の基準
 - ・ 多量事業用太陽電池廃棄者の要件
 - ・ 多量事業用太陽電池廃棄実施計画における届出事項
- 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置
 - ・ 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定に関する申請事項・認定基準
 - ・ 認定事業者の太陽電池廃棄物の処理基準（保管基準の特例等）

等

施行に向けたスケジュール（予定）

**2026年秋頃～
2027年春頃**

中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議における政省令・告示の策定に関する審議

2027年春頃

パブリックコメント・合同会議取りまとめ

2027年夏頃

省令・告示の公布
太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定事前申請開始

**2027年
12月初旬頃**

施行